

議第 24 号 呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

臨時的任用職員に退職手当を支給するようにするものです。

2 改正の理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）により、会計年度任用職員制度が創設されるとともに、職員の臨時的任用が厳格化されました。

当該改正により、臨時的任用される職員は「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられたことから、退職手当を含めた手当については、常勤職員と同様に支給する必要があるとされています。

これを踏まえ、臨時的任用職員に退職手当を支給するため、規定を整備するものです。

3 施行期日等

公布の日（令和 2 年 4 月 1 日から適用）